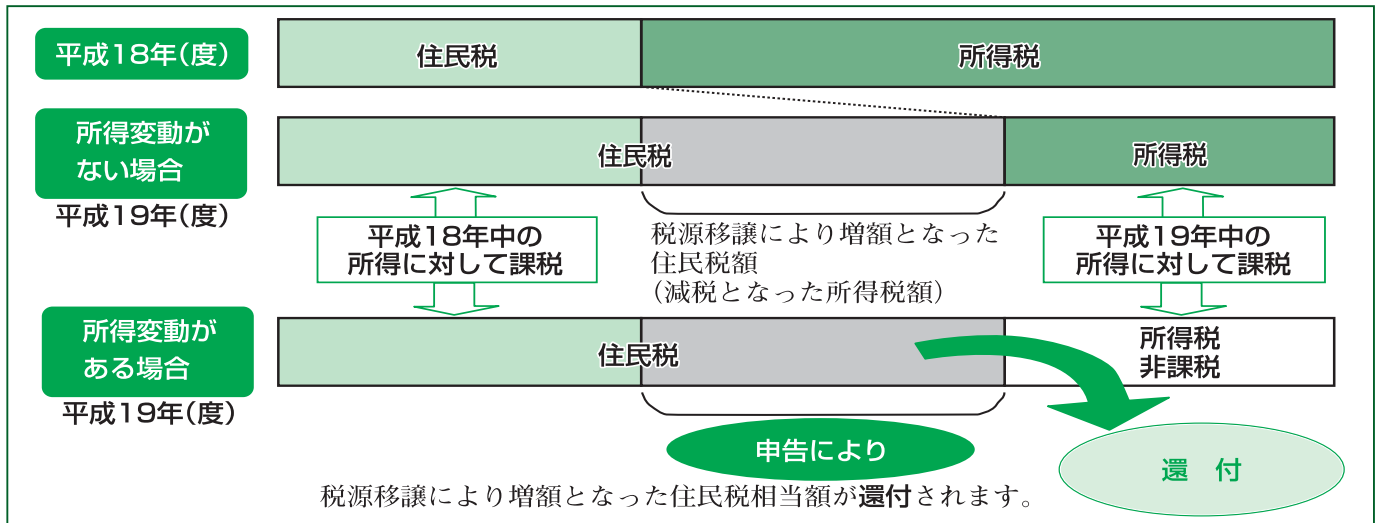


税源移譲時の年度間の所得変動に伴う住民税の還付措置について

税源移譲は国から地方への税源の移し替えなので、「所得税 + 住民税」の負担額は基本的に変わりありません。しかし、所得が平成18年分は所得税が課税される程度だったが、平成19年分は退職等により所得税が課税されない程度まで減少した方など、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外転出により平成20年1月1日現在国内に居住されていない方や寄附金控除額などの控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方などは対象となりません。



所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには、申告が必要です。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ「平成19年度分市町村民税・道府県民税減額申告書」を提出していただくことになります。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。(申告書様式は、後日税務課に備え付けます。また市ホームページにも掲載をする予定です) なお、下野市で還付の対象になる方については、事前に別途通知をする予定です。

申告期間は平成20年7月1日(火)から31日(木)までです！

平成20年度 納税ごよみ

納期	4月	5月 (6/2)	6月 (6/30)	7月 (7/31)	8月 (9/1)	9月 (9/30)	10月 (10/31)	11月 (12/1)	12月 (12/25)	1月 (2/2)	2月 (3/2)	3月
市県民税 (普通徴収)			1期 前納		2期		3期		4期			
固定資産税 都市計画税		1期 前納		2期				3期		4期		
軽自動車税		1期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

* 市税等の納付は便利な口座振替が便利です

納期を忘れて、納めるのに金融機関に向いたりする必要がないので、忙しい人・不在がちな人には大変便利です。次の取扱い金融機関窓口でお申込みください。

足利銀行 栃木銀行 足利小山信用金庫
三井住友銀行 (介護保険料・後期高齢者医療保険料を除く)
宇都宮農業協同組合 小山農業協同組合 ゆうちょ銀行